

令和6年度 社会教育調査の概要

1. 調査の目的

この調査は、社会教育行政に必要な社会教育に関する基礎的事項を明らかにすることを目的とする。

2. 調査の種類、範囲及び主な調査事項

この調査の種類、範囲及び主な調査事項は、次のとおりとする。

調 査 の 種 類		調 査 の 範 囲	主 な 調 査 事 項
社 会 教 育 調 査 （ 指 定 統 計 第 8 号 ）	1 社会教育行政調査	①都道府県教育委員会及び市町村教育委員会（特別区、教育事務組合、広域連合及び共同設置の教育委員会を含む。） ②地方公共団体（知事・市町首长部局）が実施する関連事業 ③都道府県教育委員会が所管する生涯学習又は社会教育の振興を目的として設置されている一般社団法人・一般財団法人・公益社団法人・公益財団法人	1 社会教育関係職員に関する事項 2 社会教育委員等に関する事項 3 情報提供方法 4 社会教育関連事業の実施状況
	2 公民館調査	①社会教育法第21条の規定に基づき設置された公民館 ②市町村が同法第42条の規定に基づき設置した公民館類似施設	1 職員に関する事項 2 施設の状況 3 設備の状況 4 事業実施状況 5 利用状況
	3 図書館調査	①図書館法第2条に規定する図書館 ②図書館法第29条に規定する図書館同種施設のうち地方公共団体が設置したもの	
	4 博物館調査	①博物館法第2条に規定する博物館 ②同法第31条第1項に規定する指定施設 ③博物館と同種の事業を行い、博物館相当施設と同等以上の規模の施設	
	5 青少年教育施設調査	青少年のために団体宿泊訓練又は各種の研修を行い、併せてその施設を青少年の利用に供する目的で、地方公共団体又は独立行政法人が設置した社会教育施設	
	6 女性教育施設調査	女性又は女性教育指導者のために各種の研修又は情報提供等を行い、併せてその施設を女性の利用に供する目的で、地方公共団体、独立行政法人又は一般社団法人・一般財団法人・公益社団法人・公益財団法人が設置した社会教育施設	
	7 体育施設調査	一般の利用に供する目的で、地方公共団体、独立行政法人又は民間が設置した体育館、水泳プール及び運動場等のスポーツ施設 民間が設置したスポーツ施設については、日本標準産業分類の生活関連サービス業、娯楽業（スポーツ施設提供業、体育館、ゴルフ場、ゴルフ練習場、ボウリング場、テニスコート、バドミントンコート・テニス練習場、フィットネスクラブ）及び教育、学習支援業（スポーツ・健康教授業）に該当する施設	
	8 劇場、音楽堂等施設調査	地方公共団体、独立行政法人又は民間が設置する劇場、音楽堂等（劇場、音楽堂、文化会館、市民会館、文化センター等）で座席数300席以上のホールを有するもの	
	9 生涯学習センター調査	地域における生涯学習を推進するための中心機関として地方公共団体が設置した施設	

3. 調査の期日

令和6年10月1日現在

（ただし、事業実施状況及び施設の利用状況については、令和5年度間）